ストーカー対策の流れ　　DV（配偶者からの暴力等）対策の流れ

※ 法的にストーカーとDVの両方に該当することがあります。

警察以外の対応

- 専門の行政機関等を紹介してほしい → *ストーカー規制法など* → **配偶者暴力相談支援センター・NPO　等**

警察の対応

- 刑事手続をとってほしい → *刑法その他刑罰法令* → **被害の届出をする**
  - ⇩ 捜査・検挙
  - 暴行、傷害、脅迫、器物損壊、名誉毀損
  - ストーカー行為罪等
- 禁止命令等してほしい → *ストーカー規制法* → **「禁止命令等申出書」を提出する**
  - ⇩ **禁止等命令書の交付**
  - 違反した場合
  - 捜査・検挙
  - 罰則　2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
- 書面で警告してほしい → *ストーカー規制法* → **「警告申出書」を提出する**
  - ⇩ **警告書の交付**
- 被害防止の援助を受けたい → *ストーカー規制法* → **「援助申出書」を提出する**
  - ⇩ 援助申出の例
  - ○被害の防止に関する活動を行っている組織等の紹介をしてほしい
  - ○ストーカー行為等をした者の氏名等を教えてほしい
  - ○警告、禁止命令等を実施したことを明らかにする書面を交付してほしい
  - ○住民基本台帳を閲覧等されないための支援をしてほしい
  - ○被害を自ら防止するための措置を教示してほしい
  - ○被害防止に資する物品の貸出し等をしてほしい
  - ○110番緊急通報登録システムに登録してほしい
  - ○被害防止交渉のために必要な事項等の相手方への連絡や警察施設の利用を希望する
- 注意、口頭指導等をしてほしい → *警察法など*

警察の対応

- 刑事手続をとってほしい → *刑法その他刑罰法令* → **被害の届出をする**
  - ⇩ 捜査・検挙
  - 暴行、傷害、脅迫、器物損壊、名誉毀損等
- 被害防止の援助を受けたい → *配偶者暴力防止法* → **「援助申出書」を提出する**
  - ⇩ 援助申出の例
  - ○配偶者暴力相談支援センター等の紹介をしてほしい
  - ○住民基本台帳を閲覧等されないための支援をしてほしい
  - ○被害を自ら防止するための措置を教示してほしい
  - ○被害防止に資する物品の貸出し等をしてほしい
  - ○110番緊急通報登録システムに登録してほしい
  - ○被害防止交渉のための必要な事項の相手方への連絡や警察施設の利用を希望する

警察以外の対応

- 専門の行政機関等を紹介してほしい → *配偶者暴力防止法など* → **配偶者暴力相談支援センター・NPO　等**
- 加害者を引き離してほしい → *配偶者暴力防止法* → 「保護命令」の申立て → **地方裁判所**
  - ⇩ 保　護　命　令
  - ○接近禁止命令（1年間）
  - ○子どもへの接近禁止命令（1年間）
  - ○親族等への接近禁止命令（1年間）
  - ○電話等一定の行為に対する禁止命令（1年間）
  - ○退去等命令（原則2か月間、特例により6か月間）
  - 違反した場合
  - 捜査・検挙
  - 罰則　2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

【凡例】
ストーカー規制法：ストーカー行為等の規制等の法律
配偶者暴力防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律